

安 全 報 告 書 (平成 21 年度)

千葉県浦安市千鳥 14 番地
エクセル航空株式会社

「前 書」

この安全報告書は「航空法第 111 条の 6(本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、毎事業年度安全報告書を作成し、これを公表しなければならない。)及びこれに基づく航空法施行規則第 221 条の 5(航空運送事業者による安全報告書の公表)及び第 221 条の 6(輸送の安全に関わる情報)に定めるところにより公表するもので、弊社事業運営の基本的な方針、安全に関する取り組み、トラブルへの対応等の情報を広く一般に公表し、適切に把握していただくためのものです。

1. 輸送の安全を確保するための事業運営の基本的な方針は以下の通りです。

(1)安全運航を徹底的に追求します

私達は、平成 3 年の事業開始以来、19 年にわたって安全運航を続けております。これからも安全運航を徹底的に追求し「安全運航のためには臆病であれ」をモットーに、さらなる安全運航に向けての努力を積み重ねて参ります。

そのために、「一人一人の自覚と責任ある行動」で安全運航を追求し継続いたします。

(2)法令を遵守し、社会のモラルを守ります

私達は、企業も社会の一員であることを強く認識し、法令を遵守すると共に社会のモラルに従いながら企業活動を行って参ります。

(3)社会への貢献に努めます

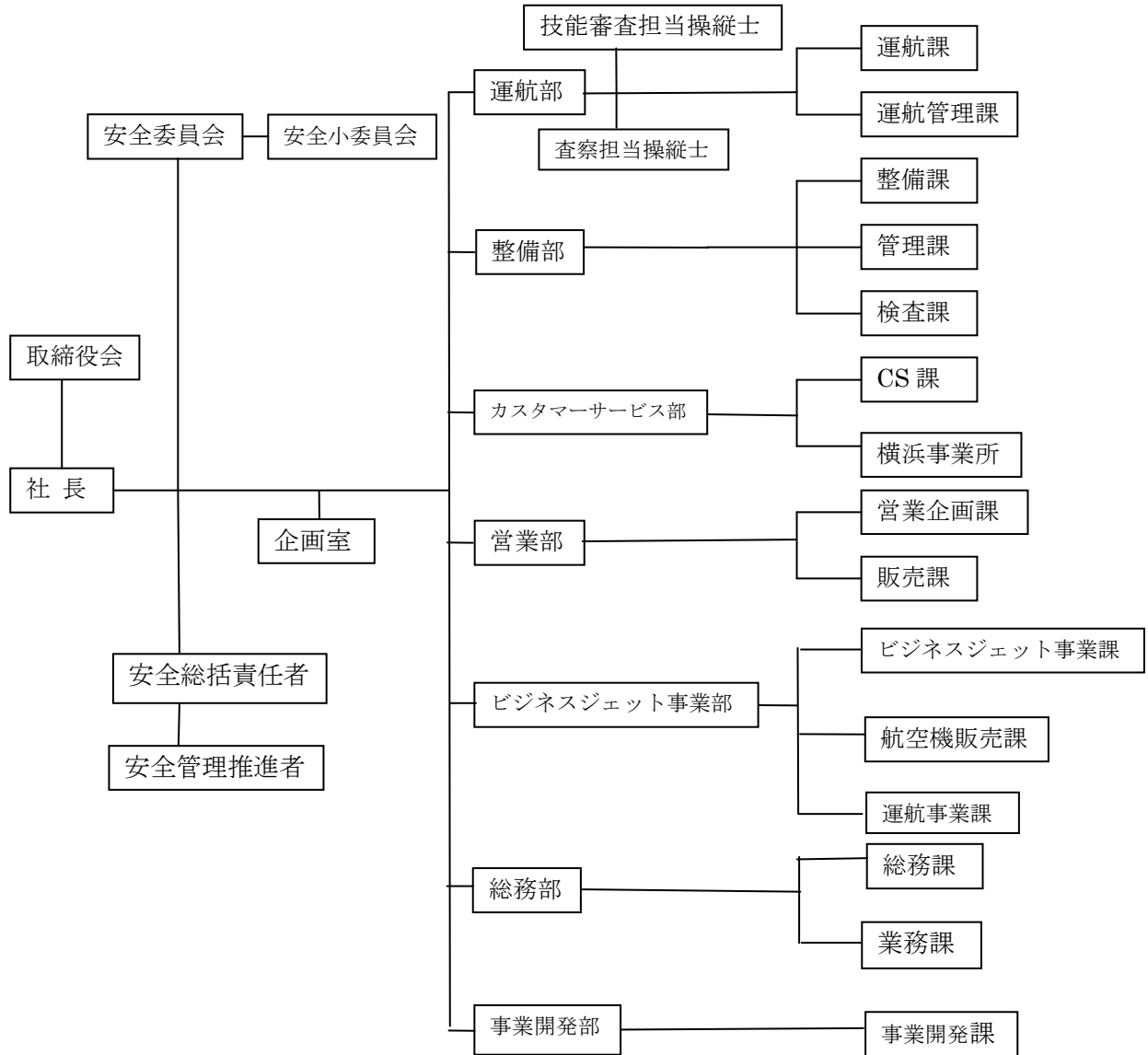
私達は私達自身が社会に支えられていることを強く認識し、企業として営利のみを目指すのではなく、私達の企業活動を通じて地元及び我が国の観光振興、あるいは高速交通手段の整備等、社会に貢献してゆくことを目指してゆきます。

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制に関する事項

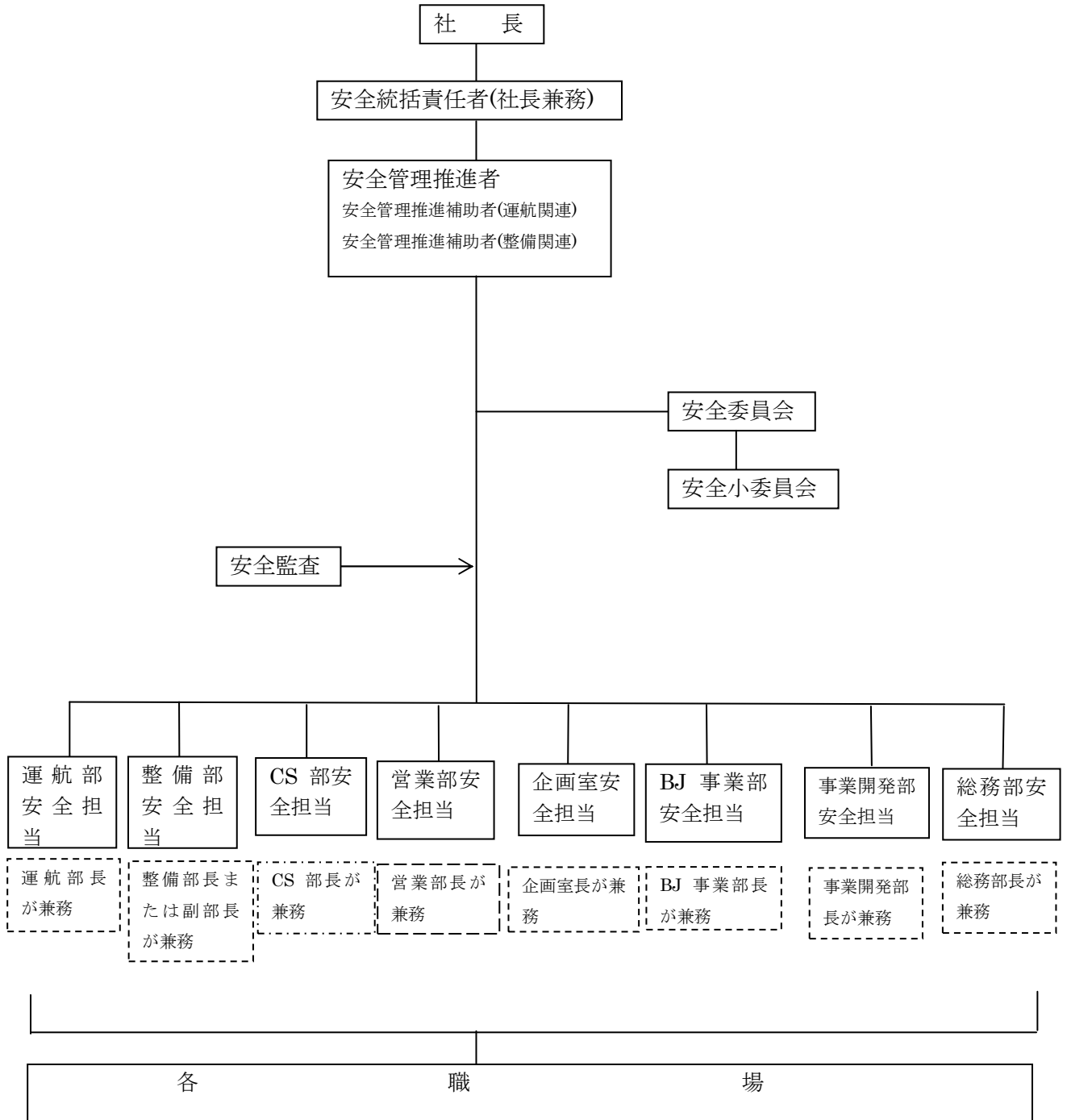
(1)組織及び人員に関する情報(この情報は平成 21 年 11 月 1 日付けの組織・人員に基づいて作成してあります。)

① 全体組織及び安全確保に関する組織の組織図・・・次ページに記載

エクセル航空株式会社組織図(平成 21 年 11 月 1 日現在)



安全管理体制組織概要図(平成 21 年 11 月 1 日現在)



② 各組織の機能、役割の概要及び各組織における人員数

取締役会・・・・・・・・・・8名

会社の健全で効率的な運営を確保し、職務執行が正しく効率的に実行されるよう方向付けをする。

代表取締役 1名

取締役 4名

監査役 2名

執行役員 1名

から構成される。

社長・・・・・・・・・・1名

会社全般の業務を統括する。

安全委員会・・・・・・・・14名

社長を委員長として会社安全に関する重要方針を審議決定すると共に、運航業務等における不安全な事象を調査し、事故防止の対策及び処置について検討する。加えて安全意識の高揚に努め、安全な状態を維持することを推進する。

安全小委員会・・・・・・・・10名

安全委員会副委員長を小委員会会長とし、安全委員会委員長の命を受け、主に実運航上における安全確保及び事故防止に関する事項について審議し、委員長に答申する。

査察担当操縦士

・・・・・・・・1名

路線を定めて旅客の輸送を行う航空機に乗務する乗組員の審査に関する業務を行う。

技能審査担当操縦士

・・・・・・・・3名

路線を定めて旅客の輸送を行う航空機以外の航空機に乗務する航空機乗組員の審査に関する業務を行う。

運航部・・・・・・・・18名

運航業務全般及び航空機の安全運航に関する業務を統括する。運航管理課と運航課をおく。

運航管理課・・8名(総務部業務課兼務者1名含む)

運航業務の実施にあたり安全の確保に主眼におき、適正で円滑な運航が実施出来るようにするための業務を行う。

運航課・・・・9名

運航業務のうち主に飛行の実施に係る業務及び各種訓練の計画と実施、それらの記録と保管に関する業務等を行う。

- 整備部 15名
航空機の整備・検査・管理に関する業務の統括業務を行う。
管理課、検査課、整備課の各課をおく。
- 管理課 . . . 3名
航空機やその装備品の状況把握や時間管理、整備の計画や作業管理及び記録等の管理を行う。
- 検査課 . . . 3名(課長兼務者1名含む)
航空機や装備品、計測機器、施設、設備などの品質管理や各種規程・規則などの管理・整備・設定及び技術情報の管理を行う。
- 整備課 . . . 8名(課長兼務者1名含む)
航空機に関する定例、非定例、特別及びその他の整備やそれらに関する記録の作成を行う。
- カスタマーサービス部
. . . . 14名
クルージング業務に関する調整業務、支援業務等の総括管理を行う。
カスタマーサービス課、横浜営業所を総括する。
- カスタマーサービス課
. . . 13名(横浜所長兼務者1名含む)
クルージング業務に関する調整及び支援、ハンドリンク業務を行う。
- 横浜事業所 . . . 1名(所長兼務)
横浜地区に関するクルージング業務の調整、支援及び横浜市並びに各関係機関との折衝、調整、許認可に関する業務を行う。
- 営業部 12名
年度事業計画、長期事業計画、経営全般の基礎調査や市場調査、新規事業の調査・企画、その他営業部統括業務を行う。
営業企画課、販売課をおく。
- 営業企画課 . . . 4名(課長兼務者1名含む)
営業部長の命を受け年度事業計画、長期事業計画、経営全般の基礎調査、市場調査、新規事業の調査・企画、告知、PR等の業務を行う。
- 販売課 . . . 3名(課長兼務者1名含む)
クルージング事業における販売・予約受付、管理、調整及びこれらに付随する業務を行う。
- ビジネスジェット事業部
. . . . 7名
チャーター販売、運航、市場調査及びこれらに関する調整、折衝業務の総括業務、運航事業及び航空機販売業務に係る総括業務を行う。
運航事業課、ビジネスジェット事業課、航空機販売課をおく。
- 運航事業課 . . . 2名
運航事業、整備事業、施設事業、販売事業の営業に関する業務を行う。

ビジネスジェット事業課

・ ・ ・ 4名

チャーター販売、運航、市場調査及びこれらに関する調整、折衝業務を行う。

航空機販売課

・ ・ ・ 2名(課長兼務者1名及び航空機販売課兼務者1名を含む)

航空機販売やその計画及び付帯業務を行う。

事業開発部 ・ ・ ・ 2名

事業に於ける基礎調査や市場調査、新規事業の開発・調査・企画を行い、可能性があるものについては推進・統括する。

事業開発課

・ ・ ・ 2名(課長兼務者1名を含む)

事業開発部での大綱を展開・実施・推進する。

総務部 ・ ・ ・ ・ 5名

総務、業務に関する総括業務を行う。

総務課、業務課をおく。

総務課 ・ ・ ・ 3名

会社庶務業務、人事、財務、福利厚生等の業務を行う。

業務課 ・ ・ ・ 2名(業務課長兼務者1名及び業務課兼務者1名を含む)

ヘリポート及び施設の安全や維持管理、事業計画、環境対策などの業務を行う。

企画室 ・ ・ ・ ・ 2名(課長兼務者1名含む)

社長の命を受け、経営全般の基礎調査や市場調査、新規事業の調査・企画・立案を行い、社長に答申する。

③ 航空機乗組員、客室乗務員、整備従事者の数

イ) 航空機乗組員 ・ ・ ・ ・ 9名

ロ) 客室乗務員 ・ ・ ・ ・ 0

ハ) 整備従事者 ・ ・ ・ ・ 15名

④ 運航管理者数及び整備有資格者数

イ) 運航管理従事者 ・ ・ ・ ・ 16名

ロ) 有資格整備士 ・ ・ ・ ・ 14名

(2) 運航の支援体制

① 乗組員、客室乗務員、整備従事者、運航管理者の定期訓練及び審査並びに運航の問題点の把握と共有、フィードバック体制

「運航規程審査要領:空航第58号」、「整備規程審査要領:空機第73号」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領(安全関係):空機第68および空航第69号」により定められています。これらの規程につきましては、航空局ホームページをご覧ください。

②安全に関する社内啓蒙活動の取り組み

イ) 安全管理基準を自主設定し、安全管理体制構築の下、安全への取り組み展開を実施。

ロ) 全社的な安全目標に対する各部署の取り組み目標を設定し、現業部門ばかりでなく間接部門も積極的に取り組み展開している。

ハ) 三ヶ月に一度を原則とし、その他必要の都度安全委員会を開催、安全委員会が開催されない月は必要に応じ安全小委員会を開催し、細かな安全への取り組みとフィードバックを関係部署に行っていると同時に、関連部署で話し合い検討し反映させている。加えて情報を共有し、安全への意識を高めると共に維持している。

ニ) クルー징ング運航実施時、毎回実施前クルー징ング・ミーティングを行うと同時に、緊急対処業務分担を決定明記し、再確認すると共に認識を高めている。

ホ) 日本航空技術協会主催のヒューマンファクター・セミナー(リカレント)等に積極的に参加し、参加者を講師として社内講習会を実施。

**ヒューマンファクター・セミナー: 業務中に人と人の関わりで発生するエラーを予防したり再発防止したりするための講習会。

ヘ) 日本航空機操縦士協会主催の小型機セフティ・セミナーへの積極的な出席。

ト) 安全運航セミナーへの積極的な出席

**安全運航セミナー・・・小型航空機及びヘリコプター会社を対象として、国土交通省航空局技術部運航課、管制保安部運用課が主催する安全のための勉強会。

チ) 全航連ヘリコプター部会運航委員会への参加、出席。

リ) 自衛消防隊を組織し、一年に一度の技能確認及び認定を実施。

(3)保有航空機に関する情報

①保有航空機の種類

アエロスパシアル式 AS355N 型

川崎式 BK117-B2 型(平成 21 年 11 月初旬まで事業機、以後事業機削除)

シコルスキー式 S-76A アリエル型

シコルスキー式 S-76C 型

ユーロコプター式 EC135T2 型(平成 21 年 11 月より事業機編入)

ユーロコプター式 EC135T2+型(平成 21 年 9 月より事業機編入)

②機種別数、座席数、平均年間飛行時間及び飛行回数

機 種	保有機数	座席数(機長席を除く)	平均年間飛行時間
アエロスパシアル式 AS355N 型	1	5	560 時間
川崎式 BK117B-2 型	1	9	*11 月より事業機削除
シコルスキー式 S-76A アリエル型	1	11	550 時間
シコルスキー式 S-76C 型	1	9	360 時間
ユーロコプター式 EC-135T2 型	1	6	*245 時間(11 月より事業機編入)
ユーロコプター式 EC-135T2+型	1	5	*242 時間(9 月より事業機編入)

③全体の平均機齢、機種別導入時期及び平均機齢

- イ) 全体の平均機齢・・・9年(BK117B-2 は事業機削除のため除外)
- ロ) AS355N 型・・・・平成 14 年 2 月導入、機齢 8 年
- ハ) BK117B-2 型・・・・平成 13 年 12 月導入、機齢 18 年(平成 21 年 11 月事業機削除)
- ニ) S-76A アリエル型・・・・平成 14 年 11 月導入、機齢 18 年
- ホ) S-76C 型・・・・平成 16 年 12 月導入、機齢 15 年
- ヘ) EC-135T2 型・・・・平成 21 年 7 月導入 機齢 4 年(平成 21 年 11 月事業機編入)
- ト) EC-135T2+型・・・・平成 21 年 8 月導入 機齢 1 年(平成 21 年 9 月事業機編入)

3. 法第 111 条の 4 に基づく報告に関する事項

法第 111 条の 4 に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態(事故、重大インシデント及びその他の安全上のトラブル)」の発生状況

- (1)総件数 0 件
- (2)主要な事態(安全上の重大性や社会的反響が大きかった事態)の概要及び対応状況
該当事項なし
- (3)トラブルの種類、機種、国内、国際の各別の発生状況、参考となる事項
該当事項なし

4. 安全を確保するために講じた措置、講じようとした措置に関する事項

(1) 3 の航空機の正常な運航に支障を及ぼす事態の再発防止のため講じた措置及び講じようとした措置。

・・・・該当事項無し。但し以下の事項を前年度に引き続き十分に周知・反映させることとした。

**不具合が発生した場合の連絡・調整・対処・周知の再徹底。(安全管理基準、安全事務連絡網、不具合状況報告書(TCF-23-33C)の運用と起票・完結・保管等)

(2)事業改善命令、厳重注意その他文章による行政処分又は行政指導を受けた場合に講じた措置、講じようとした措置

・・・・該当事項なし

(3) (1)及び(2)以外に安全性向上のために講じようとした措置

・・・・申し送りとモニタリング。

情報の共有と周知。

安全への意識改革。

安全管理体制の構築。

(4)安全輸送に関する目標達成度、安全に関する取り組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況を踏まえた当該事業年度における自社の輸送安全の状況に関する総括評価

平成 21 年度事業も基本経営方針の安全運航堅持に則り、「その他の安全上のトラブル」を含めた不安全事象もなく、その目標を達成することが出来、創業以来の無事故を 18 年に更新することが出来ました。

年度半ば以降全社的に新規事業対処に忙殺された中でも、安全への取り組み努力は全員で心がけ、それらの一人一人の自覚と責任ある行動で今年度も支えられて来たことは申すまでもありません。更に安全堅持への歩みを進めるべく、より安全に配慮した組織管理やマネジメントが達成されるよう取り組みを開始いたしました。

一人一人の地道な対応や努力と、日々の積み重ねや取り組みこそが安全というゴールへの一番の近道であることを再認識し、一層の安全への努力をしてゆくつもりであります。

(5)安全報告書の対象事業年度の翌年度における全社的な安全目標、各部門の具体的な取り組み目標

平成 22 年度は昨年 3 月に設定し展開した安全管理基準に基づき、成田コネクション・サービス事業や旧来事業・業務を更に発展的に展開しながら安全管理体制を更に構築・充実させ、全員で安全を支えて展開してゆく年度です。この年度における全社的な安全目標及び取り組み目標、及びこれらを受けた各部門の安全目標・取り組み目標は以下に示す通りです。

1)平成 22 年度全社的な安全目標及び取り組み目標

輸送の安全確保のための三つの柱

- ① 安全のためには臆病であれ
- ② 一人一人の自覚と責任ある行動
- ③ 法令を遵守し社会のモラルを守る

に基づき、以下の二つを平成 22 年度の安全目標・取り組み目標とする。

- ① 「情報の共有と安全管理体制の構築」
- ② 「尊重・信頼・協力・安心に立脚した無事故、インシデントなし」

2)これらに立脚した各部門における具体的な取り組み目標は以下の通りです。

◇運航部

会社の安全目標に鑑み運航部の安全目標を下記の通りとします。

- ①基本の充実
安全確保の第一は、基本である。基本を常に心がける。
- ②周到な準備
フライトに際しては活用できる資料及び情報はすべて利用し、万全を期す。
- ③事件事例の活用
事件事例はかけがえのない教訓である。事例を詳細に検討、分析し、各人の行動指針とする。
- ④知識の習得
機体及び装備は日々進歩している。知識の欠如は事故を誘因する。常日頃から機体及び装備に関する最新の情報を収集し、機体の性能、装備の取り扱い及び性能限界を把握し、安全操作に習熟する。
- ⑤危険予知能力の向上
人間は過ちを犯す動物である。安全のためには臆病なくらい慎重になり、ミスを起こさないように危険を察知する能力を養う。

◇整備部

整備部としては、航空機の安全確保により無事故運航の継続を図ります。

- ①整備(業務)規程を遵守し、過去の経験に頼ることなく、最新の技術資料に基づく確実な整備作業を行います。
- ②収集した不安全情報(ヒヤリ・ハット等)の共有、それらの情報を生かした安全管理体制を構築します。
- ③「人は必ずミスをする」という事を肝に銘じ、相互に信頼、協力、補完に努めることにより無事故、インシデント"0"を目指します。

◇カスタマーサービス部

平成 22 年度の「安全に対する取り組み」としては、全社目標に基づき、カスタマーサービス部としては、接客のエキスパートとして、お客様に楽しんでいただくためにも、安全なヘリポート、安全な遊覧を守る心がけを持って、日々業務に当たることを目標とする。

カスタマーサービス部における安全目標及び取り組み目標

- ①「情報の共有と安全管理体制の構築」
 - ・ 仕事の基本「報・連・相」の励行。
 - ・ 解っているはずなどの思い込みを止め、念の為伝えておこうという日々の行動の積み重ねでミスを防ぎ、安全を守っていく。
 - ・「確認会話」の励行で、正しい伝達に努める。
 - ・ 日々、不審な人、物に気付く注意力を常に持って業務に当たり、発見時は直ちに上司に通報する。
 - ・ 保安上、安全上、不安が予測される場所・行為に気づく感性が必要。気づいたら改善の必要性を上司に通報する。
- ②「尊重・信頼・協力・安心に立脚した無事故、インシデントなし」
 - ・ チームワークは相手を尊重し、信頼し、お互いに協力しあうことから生まれる。
 - ・ チームワークでお互いにミスを防ぐ「フェールセーフ」が無事故記録を更新する。

◇営業部

平成 22 年度営業部門に於ける安全確保に関わる具体的な取り組み施策

標記について、全社的な安全目標に基づき営業部門の具体的な取り組みとして次の通り目標を設定し、輸送の安全確保に努めることと致したい。

- ① 安全確保を目的とした予約業務の徹底
 - ・ ダイヤ設定の徹底・・・運航便設定基準に基づく運営の徹底。
 - ・ ダイヤ会議の活用により組織間のコミュニケーション向上を図り連携を更に強化する。
 - ・ 無理の排除と正しい運用の徹底を図る。
- ② 運航便管理組織との連絡の徹底
 - ・ 十分なる情報の伝達の徹底（メールのみならず口頭での確認も実施）。
 - ・ 特殊旅客（身障者、その他）に関する情報の的確なる伝達。
- ③ 緊急連絡体制の確認の徹底
 - ・ 安全管理基準及び緊急処理要領の組織内徹底。

- ・緊急時連絡体制の確認を図るため、所属職員全員による相互確認を励行する。
- ・所属職員の緊急時役割認識の向上を図る（処理要領の配布と各自の認識確認を図る）。

- ④ 法令の遵守とモラルの向上
- ・個人情報の取扱の徹底を図る。
 - ・お客様情報の管理の徹底を図る。

◇ 事業開発部

①保安対策の徹底と実践

- ・ヘリポート施設の点検を定期的実施し、来場者の安全を確実に確保すると共に不審者の侵入防止に努める。
- ・ハイジャック・航空機テロ防止のため、「保安検査要領」に基づく保安検査を確実に実施し、危険物の持込防止及び不審者の発見に努める。
- ・「緊急対策処置要領」を熟知し、緊急事態発生時に安全且つ迅速に業務を遂行出来るよう努める。

②運航事業業務の安全運用と徹底

- ・安全な運航のために、顧客との事前の打合せ段階で、確実な安全を考慮した運航計画を立てる。
- ・運航に際しては十分な安全ブリーフィングを実施する。

以 上